

山梨県食の安全・安心推進条例(仮称)骨子パブリックコメント提出意見一覧

No.	区 分	No.	箇 所	意 見 の 要 旨
1	消費者団体	1	全体	本条例が、「真に県民の命とくらしを守る」条例となることが重要である。
		2	情報の収集及び提供 (第19条関係)	「食品による健康への悪影響」の恐れがある場合は、「健康被害の恐れのある情報および適切な諸対応の公表(販売店などすべての公表を含む)」を条例に記載すべき。 以上に応じない業者・販売者には罰則を課すべき。
		3	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	生産者、事業者については、現場を良く知っている人および現場リーダー的な人を委員に選任して欲しい。 公募委員についても現場に習熟した人、消費者活動に精通した人を選任して欲しい。
		4	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	県民参画という視点からも公募数は、3人以上必要と考える。
		5	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	県知事の諮問時だけでなく、審議委員からの審議事項提案や意見交換事項等についても審議会を開催する、あるいは定例審議会での検討等ができる役割が必要と考える。
		6	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	審議会の中に、小委員会、部会、ワーキンググループ等の制度を設けるべき。
		7	その他	条例制定のための検討組織を設けて欲しい。
2	消費者団体	1	全体	食の安心・安全条例の制定は、大変良いことであり、県民のための実効性のある条例になることを期待している。
		2	その他	既存の食品安全会議や「食の安全・安心を語る会」での意見交換会のような場だけでは条例に県民意見を反映させる上で不十分と考える。
		3	その他	意見交換会やパブリックコメントなどでの意見をどのように集約し取り入れられるのか経過を公表すべき。
		4	その他	平成24年4月施行予定となっているが、予定にこだわらずに、十分な検討時間を確保すべき。
		5	相互理解の増進等 (第22条関係)	関係者の責務・役割について、しっかり認識・理解するための場(しくみ)が具体的に設定されることが必要だと考える。
		6	施策の提案 (第9条関係)	県民が施策の提案をすることができる仕組みについて、具体的にどのような仕組みとなるのかを周知・徹底する必要がある。
		7	推進計画 (第7条関係)	推進計画は、県民の意見を反映し、施策を進めるための県の総合的・部局横断的な計画とすることが必要である。

No.	区 分	No.	箇 所	意 見 の 要 旨
		8	食の安全・安心の確保 (第3章関係)	食に関する事件や事故を未然防止するために、事業者や生産者等に対して「食の安全確保のための研修」や、調査・研究体制などについて十分な予算と時間をかけて対応すべき。
		9	食の安全・安心の確保 (第3章関係)	生産地、加工地での直売所などでの安全確保はどのようにされているのか消費者にわかりやすくすること。
		10	生産者の自主的な取組に対する支援(第16条関係) 事業者の自主的な取組に対する支援(第17条関係)	GAP(農業生産工程管理)やHACCP(危害分析重要管理点)の手法の導入について生産者や事業者自ら進めるようにすると共に、県の支援も必要と考える。
		11	その他	輸入食品の安全確保、放射能汚染や突発的な事故に対する具体的な対応について示して欲しい。
		12	その他	輸入される遺伝子組み換え農産物の混入と種の在来種との交雑防止措置を実施する内容を盛り込んで欲しい。
		13	情報の収集及び提供 (第19条関係)	情報開示はしっかり行い、食の安全・安心に関する県民の情報共有が迅速に行えるようなくみが必要。わかりやすいホームページの開設とともに、IT弱者へ対応した情報発信の工夫を検討すべき。
		14	相互理解の増進等 (第22条関係)	リスクコミュニケーションは丁寧なやり取りが望まれる。その場限りにならないやり取り、消費者・生産者・事業者の相互理解と、双方向のやり取りを保障するしくみが必要。
		15	相互理解の増進等 (第22条関係)	関係者が一堂に会して学び、対応について話し合う「食の安全・安心学習会」等の開催や県民の食の安全・安心の学習を応援する「出前講座」の開催を進めることが必要。
		16	食品による健康への悪影響の未然防止(第4章関係)	実効性ある規制措置にするためには、罰則規定等が必要だと考える。
		17	情報の収集及び提供 (第19条関係)	「県民の健康に影響を与ぼす可能性のある事案(例として放射能汚染など)」については公表する必要がある。
		18	自主回収の報告 (第27条関係)	自主回収のお知らせが消費者にとってわかりやすいものにする必要がある。また、自主回収に関する具体的な内容についての監視・指導も必要。
		19	情報の収集及び提供 (第19条関係)	県内で、直接問題になっていない「食品事故」でも、絶えず情報を集め、県民に周知し、注意を促す等のしくみも設ける必要があると考える。
		20	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	「食の安全・安心審議会(仮称)」は幅広い県民が参加するものとし、県民の代表として、権限を持った位置づけになるようにされたい。
		21	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	審議会委員は委員定数の1/3を目途に、3~5人程度の公募委員が必要だと考える。

No.	区 分	No.	箇 所	意 見 の 要 旨
3	消費者団体役員	1	前文	前文の「上から5つ目の○」の表現について、「県・生産者及び事業者の責務、消費者の役割」と修正されたい。
		2	県の責務 (第4条関係)	(食品の安全性、偽装表示など…)消費者・生活者が個人の能力を超えたリスクに直面している時、そのリスクを事前に予防または最小限に制限・除去する役割は依然行政にあると言える」。この文言を、4. 県の責務条例文書の冒頭に挿入されたい。
		3	県民の役割 (第6条関係)	「食品等の消費に…」は全文不要であり、削除されたい。
		4	食育及び地産地消の推進 (第25条関係)	山梨県特有で比較的良く食される食品等に、「ジビエ」、「きのこ・山菜」、「お茶」などがある。報道等によれば、生息地・生産地などはいずれも放射能汚染値が高いところとされており、県内四方が該当する地形でもある。地場産・観光的資源等として見た場合でも安全・安心の客観的確保はより必要と考える。
4	消費者団体役員	1	その他	既存の食品安全会議や「食の安全・安心を語る会」での意見交換会のような場だけでは条例に県民意見を反映させる上で不十分と考える。
		2	推進計画 (第7条関係)	「推進計画」を策定するにあたり、現行の「基本方針」や「行動計画」を県民参加で見直す必要がある。
		3	食品による健康への悪影響の未然防止(第4章関係)	自主回収の報告や公表、措置勧告と公表など、具体的にはどの部局がその情報を得て対処することができるかを明確にすべき。
		4	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	県知事の諮問時だけでなく、委員からの審議事項提案や意見交換事項提案についても審議会を開催する必要がある。
		5	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	委員の選任にあたっては、県民の参画という意味でも、公募の委員を3人以上とされたい。
		6	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	消費者団体で、「条例」制定のための活動をしてきた人や、生産者・事業者等も現場をよく知っている人を積極的に選任し、真の県民意見の反映がなされる場となるようにされたい。
5	消費者団体役員	1	山梨県食の安全・安心審議会 (第5章関係)	山梨県食の安全・安心審議会は、形だけの会議体とならないよう幅広い業種、年代、地域などに配慮して多くの県民参加で成り立つものとされたい。地域で活動する民間の力を活用し、消費者目線に立った運営を期待する。

No.	区 分	No.	箇 所	意 見 の 要 旨
6	消費者団体役員	1	適正な食品表示の確保 (第20条関係)	県条例では罰則などは料さないのか？
		2	危機管理体制の整備等 (第10条関係)	突発的に発生する鳥インフルエンザや牛などの口蹄疫、牛の生肉からの事故など、今後、何が起きるか分からぬことに対応する措置などについての文言は入れなくて良いのか？
7	生産者団体	1	施行時期	農家・組合員への周知徹底をはかる意味からも、条例施行まで十分な猶予期間(約1年間)を設けるとともに、周知徹底については経費もかけながら万全を期すよう要望いたします。
		2	食品による健康への悪影響の未然防止(第4章関係)	JAグループでは、ポジティブリスト制度導入以来、「食の安全・安心確保等に向けたJAグループ山梨行動計画」に基づき、生産履歴記載100%達成を目指すとともに、GAP手法導入推進をはかるなど、消費者からの信頼性確保に向け、農畜産物の生産現場のレベルアップに取り組んでいる。 については、罰則を講ずることなく「内容の公表」をもって必要十分な措置とするよう検討されたい。
8	事業関係者	1	消費者の合理的な選択に資する 原産地の表示の確保 (第21条関係)	山梨県の条例においては、JAS法で定められた「表示(商品への表示)」方法の従来の枠組みに限定せず、より広く捉えた多様な手段(POPやボードなどの店内掲示物など)によるものを認める前提で、条例骨子(第21条関係)については「消費者の合理的な選択に資する原産地の情報提供の確保」とし、原産地についての「情報開示」あるいは「情報提供」に努める旨の含みを持たせた規定とする方が望ましい。 上記のような規定とすることにより、JAS法との棲み分けが明確となり、条例の独自性が発揮されるのではないかと。
9	事業者団体役員	1	食の安全・安心推進月間 (第23条関係)	食の安全・安心を確保するため、消費者、生産者、事業者がこの課題にそれぞれの立場で係わり合い、相互理解を深め、信頼関係を築く努力をすることは大変有用な機会になると考える。「その趣旨にふさわしい事業」の内容を煮詰めて、食育にとっても役立つものに育てて欲しい。
		2	認証制度の推進 (第24条関係)	認証制度の認証マークが県産品を材料として製造された安心かつ安全な食品であり、優良品として推奨できるものとして県民の信頼が得られるよう、育て、指導して欲しい。
10	県民	1	その他	「教育・学習の推進等を通じた啓発、知識の普及」を基本的施策として明記するのが良いと考える。

No.	区 分	No.	箇 所	意 見 の 要 旨
11	行政関係者	1	全体	今回の条例(案)において、一部「安全」と「安全・安心」と書き分けられている部分もあるが、多くは「安全」と「安心」がセットで使われているので、その使い方については、安全と安心の意味合いを考慮した上で、全体を通して吟味すべきではないか。
		2	総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備(第3章第1節関係)	食品等の安全性を確保するためには、迅速に正確な検査データを得ることが重要であることから、新たに、「検査体制の充実」の条項を設けるべきではないか。
12	県民	1	施策の提案(第9条関係)	提案の仕組みについて具体的に記述して欲しい。たとえば、県と消費者が直接意見をやりとりする場を設ける、またはメール、FAX等で提案を寄せることができる など。
		2	施策の提案(第9条関係)	提案内容とそれぞれへの検討結果などを一覧にしてHPなどで公表できれば、消費者の参画意識は格段に向上すると思う。できれば条文の中で明記されることを期待する。
13	県民	1	相互理解の増進等(第22条関係)	県・生産者・事業者・消費者の責務・役割を果たしていくには、お互いの事を理解することが大事であり、そのしくみを作ること。
		2	生産者の自主的な取組に対する支援(第16条関係) 事業者の自主的な取組に対する支援(第17条関係)	食品関係業者や生産者が食の安全確保のために必要なことが行なえるように県の指導・支援を徹底できるようにしてほしい。
		3	監視の徹底及び指導等の充実(第14条関係)	野菜や生産加工組合などの直売所での安全確保がどのようにされているのか。
		4	情報の収集及び提供(第19条関係)	輸入食品の安全確保、遺伝子組み換え食品、放射能汚染についての情報・対応について示してほしい。
		5	食品による健康への悪影響の未然防止(第4章関係)	罰則規定があってもいいのではないか。
14	県民	1	山梨県食の安全・安心審議会(第5章関係)	審議会の委員には、専門家だけでなく地域の代表を入れて、県民の声を聞きながら食の安全・安心を推進して欲しい。
15	県民	1	出荷の制限(第26条関係)	放射能に汚染された食品は出荷の制限の対象に含まれるのか?含まれないのであれば条例に明記した方がよいのではないか。
	提出意見の件数	58		